

新たな「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の概要（最終案）

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

食料の安定的な供給はもとより、食と農に対する県民の多様化する期待に対応していくため、雇用力のある農業経営体の育成や家族農業等の維持・継続を図るなど、農業・農村の持続的な発展に向け、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることで、「持続可能な農業」の実現をめざす計画とする

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和16(2034)年度を目標年とする

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

- 人口減少により国内市場が縮小する一方、世界人口増により海外市場は拡大
- 温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農畜産物の安定生産への影響が拡大
- 円安や国際情勢の影響により、輸入する食料・資材の価格高騰や入手の困難が発生
- アフリカ豚熱等の家畜伝染病や病害虫の異常発生等、リスクの増大
- 農業の担い手の減少・高齢化の進行、農業生産を支える労働力不足が表面化
- 農福連携や、女性、若者、外国人等の多様な人材の活躍が拡大
- スマート農業技術の開発やその活用が拡大
- 新たに施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画の策定が法定化され、効率的な農地利用の拡大が期待

- 農地の総量確保に関する農地法制の見直しが進められるなど、食料生産基盤として農地を確保する重要性の高まり
- 人口減少や高齢化による農村の活力の低下
- 集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難
- 自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大
- 「モノ消費」から「コト消費」等への変化やエシカル消費の拡大、ECサイトやネットスーパーの需要拡大など、消費者のニーズや行動が多様化
- 令和4年7月に「みどりの食料システム法」が施行されるなど、環境と調和のとれた産業への転換を促進
- 生産・流通等のコストが増加しており、国においても「適正な価格形成に関する協議会」で議論を実施
- 「食料・農業・農村基本法」が改正

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- 食料の持続的な供給
- 多面的機能の発揮
- 地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- 安全・安心な農畜産物が安定的に供給されている姿
- 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 新たな計画における取組方針

- 安全・安心な食料の安定供給のための農畜産物の生産・流通体制の強化
- 持続可能な農業の実現に向けた多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化の加速
- 地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり
- 消費者のニーズや行動に合わせた価値創出や魅力発信、農業における環境への負荷の低減
生産・流通等のコスト増加をふまえた適正な価格形成に対する県産農産物等への理解の促進

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割をふまえ、4つの基本施策と目標を定める それぞれの基本施策において、第3章の3で定めた4つの「新たな計画における取組方針」を推進

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

基本目標指標	農業産出等額	基本事業
	農業生産によって得られた農畜産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計	
現状値	1,188億円 (R4年)	目標値 (R16年度) 1,225億円 (R15年)

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	基本事業
	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	
現状値	75取組 (R5年度)	目標値 (R16年度) 262取組 (R16年度)

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	基本事業
	認定農業者のうち、所得が500万円以上の経営体が占める割合	
現状値	32.5% (R5年度)	目標値 (R16年度) 50% (R16年度)

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標指標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数(新)	基本事業
	県産農産物等について、多様化する消費者ニーズや行動に合わせた商品やサービス等の件数	
現状値	51件 (R5年度)	目標値 (R16年度) 106件 (R16年度)

第5章 推進体制の整備

特に注力する取組

国の改正「食料・農業・農村基本法」の基本的施策や県条例の改正内容をふまえ、条例に基づく基本計画においても、施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制の取組の4つを特に注力して進める
「農畜産物における食料自給力の強化」…各品目における生産の維持拡大、生産性の向上、気候変動への対応や農業資材の自給体制強化、地産地消をはじめ県民等への供給の促進につながる取組を展開
「人口減少下における農業労働力の維持」…農福連携や女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開 また、必要となる担い手を確保し、育成していくための取組を展開
「環境と調和した農業の実現」…環境保全型農業技術の導入や耕畜連携等の地域資源活用の拡大など環境への負荷を低減する取組や、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながる取組を展開
「家畜防疫対策の強化・徹底」…高病原性鳥インフルエンザや豚熱、侵入の危険が高まるアフリカ豚熱などの家畜伝染病の発生を未然に防ぐ取組を展開するとともに、発生時における関係者の危機管理体制を構築